

広島県教育委員会会議録

令和 3 年 5 月 1 3 日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和3年5月13日（木） 13：00開会
14：58閉会

1 出席者

教育長	平	川	理	恵
委員	細	川	喜	一郎
	中	村	一	朗
	志々	田	ま	なみ
	近	藤	い	ずみ
	菅	田	雅	夫

2 欠席委員

なし

3 出席職員

教育次長	濱	本	清	孝
管理部長	小	川	元	史
学びの変革推進部長	富	永	六	郎
総括官（乳幼児教育・教育支援）	津	島	伊	保
参与	重	森	栄	理
理事	榊	原	恒	雄
総務課長	江	原		透
秘書広報室長	糸	崎	誠	二
学校経営戦略推進課長	杉	本	真	一
学校教育情報化推進課長	沖	本	勝	豊
高校教育指導課長	竹	志	幸	洋
豊かな心と身体育成課長	豊	田	由	之
特別支援教育課長	玉	木	昌	裕
生涯学習課長	桑	原	智	津子

教育委員会会議定例会日程

			頁
日程第 1	会議録署名者について		1
日程第 2	報告・協議 1	1 学年 1 学級規模の県立高等学校の状況について	1
日程第 3	報告・協議 2	令和 3 年度広島県公立高等学校，特別支援学校高等部及び広島県立中学校入学者状況について	4
日程第 4	報告・協議 4	広島県生涯学習審議会委員の選任に係る基本方針について	7
日程第 5	報告・協議 5	県立中学校・高等学校における新型コロナウイルス感染症のクラスター対策について	9
日程第 6	報告・協議 3	広島県いじめ問題調査委員会による調査報告書を踏まえた再発防止策等について	11

平川教育長： ただ今から本日の会議を開きます。

今回の会議は、細川委員、志々田委員、菅田委員につきましてはオンラインでの参加となります。

オンライン会議での会議のため、説明者も座ったままでの説明となりますので、併せて御了承ください。

直ちに日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第22条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。

会議録署名者として、細川委員及び菅田委員を御指名申し上げますので、御承諾をお願いいたします。

(承 諾)

平川教育長： 本日の会議議題は、お手元のとおりです。

議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますが、いかがいたしましょうか。

細川委員： 報告・協議3は個人情報を含む案件であるため、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

平川教育長： ほかに意見はありませんか。

(な し)

平川教育長： それでは、ただ今の細川委員の発議について採決いたします。

報告・協議3の広島県いじめ問題調査委員会による調査報告書を踏まえた再発防止策等については、公開しないということに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

したがって、本日の議題は、報告・協議3を公開しないで審議することといたします。

報告・協議1 1学年1学級規模の県立高等学校の状況について

平川教育長： それでは、報告・協議1，1学年1学級規模の県立高等学校の状況について、杉本学校経営戦略推進課長，説明をお願いいたします。

杉本学校経営戦略推進課長： 報告・協議1によりまして、1学年1学級規模の県立高等学校の状況について御説明をいたします。

資料の1ページを御覧ください。今年度の1学年1学級規模の県立高等学校につきましては14校となっております。全校生徒数が80人以上となりました学校が9校，その下，80人未満となりました学校が5校となっております。

また、全校生徒数が前年度を上回った学校は、大柿高等学校、瀬戸田高等学校、豊田高等学校、賀茂北高等学校の4校、前年度を下回った学校は、その下にございます10校でございます。

次に、新入学生徒につきましては、前年度を上回った学校が豊田高等学校、大崎海星高等学校、賀茂北高等学校、音戸高等学校の4校、前年度と同数の学校が大柿高等学校、下回った学校がその下にございます9校ということでございます。

1学年1学級規模校の全校生徒数の状況につきましては、資料2ページにお示ししておりますので、また御覧いただければと思います。

先ほど御説明いたしましたように、今年度全校生徒数が80人を下回った学校が5校ございます。このうち、学校活性化地域協議会を設置いたしまして2年目という音戸高等学校、これにつきましてはまず3年間活性化策を検討した後、2年連続でという規定がございますので、こちらを除きます4校につきまして、仮に来年度も全校生徒数が80人を下回ることとなりますと、資料の3ページ、こちらに計画の抜粋を添付しております

けれども、今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画に基づき、近隣の県立高等学校のキャンパス校、それから2番目といたしまして特定の中学校と緊密な連携による一体的な学校運営を行う中高学園構想への移行、それから③ですけれども、市町立学校としての存続を含む統廃合のいずれかとすることについて検討することになっております。

こうしたことから、来年度の全校生徒数が80人以上となるよう、学校のさらなる活性化に向けた取組を行う必要がございますことから、各学校に対しまして、早急に学校活性化地域協議会を開催するよう話をいたしまして、既に3校、上下高等学校、東城高等学校、それから湯来南高等学校の3校で既に協議会を開催しております。

各協議会におきましては、学校の活性化や魅力の向上、さらには来年度の新入学生徒数や全校生徒数の確保に向けた具体的な方策などが話し合われたところでございます。それぞれの協議会には事務局から職員も同席をいたしまして、必要な指導・助言等を行っているところでございます。

なお、残りの佐伯高等学校、音戸高等学校につきましても、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえつつ、早急に活性化協議会を開催し、学校活性化や全校生徒数の確保に向けた取組などについて、協議を行うこととしております。

県教育委員会といたしましては、各学校において、学校の活性化や新入学生徒数、全校生徒数の確保に向けた取組がしっかりと進められるよう、例えば教科指導や生徒指導、学校運営などに関する指導・助言を行うための関係課職員による学校訪問、それから学校活性化地域協議会への担当課職員の出席、指導・助言、学校活性化に向けた取組を進めるための予算措置など、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

また、その他の1学年1学級規模校につきましても、各学校において、学校のさらなる活性化に向けた取組が着実に進められるよう、引き続き必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

近藤委員： 今年度80人未満になった学校で湯来南高等学校があるかと思うのですけれども、2年前か3年前に学校訪問させていただきました。地元のコンニャクとかオオサンショウウオとかを使って地元の協力も得ながら頑張ろうという姿勢もあり、和太鼓などの取組で活性化したいというお話も聞いておりまして、今後どうなるのかなというのが気になっていたところではあるのですけれども、今年度の1年生の生徒数が9人というのがかなりショッキングな数字でして、何かこれというような要因はあるのでしょうか。

杉本学校経営戦略推進課長： 校長へヒアリングを行ったところ、説明会等、学校説明会、毎年開きますけれども、学校の魅力についてアピールが不足をしていたとか、他の学校に比べて少し見劣りがしたというようなこと、それからやはり中学校の意見を聞くと部活動も少なくてやりたい部活がないといった声があるとお聞きしております。そうはいつても近年続いて30人前後ぐらいの入学者がございましたので、あまりにも急激な落ち方ということで、私どもも非常に危機感を持っております。

今年度実は2人しか地元の子が来ていないという状況ございますので、どの学校もそうですが、まずはやはり地元の生徒が来たい学校にならないと他の地域からも生徒が集まりませんので、これまでも大柿高等学校ですとか、瀬戸田高等学校ですとか、やはり厳しい状況にあったときには、まず地元の中学校としっかり連携を図るところから緊急対応ということで取組を進めました。高等学校の先生もどんどん中学校へ入っていくし、中学校の先生も高等学校へ来てもらい、お互いの生徒同士もしっかり交流していくということでお互いの理解を進めると。あわせて、PTA等とも協力体制を作っていく取組を進めていくべきだろうと思っておりますので、早急に学校とも連携しながら対応策を考えていきたいと思っております。

中村委員： 今年の5月現在も残念ながら5校が80人未満ということですが、各学校いろいろ努力と工夫をされていると思いますけれども、やはりキーは中学校を含めた地元地域の理解であり、協力というか、支援というか、もう中学生にその高等学校に入ってもらわないと基準をクリアできないわけですから、そういう地域、地元の理解、協力が得られるような取組を是非県としても支援をしてあげてほしいと思います。

私も視察させていただいた瀬戸田高等学校も一時期相当厳しかったですし、視察させてもらった当時はまだ地元の中学校からの進学者も少なく、連携が正直なかなかできていない現状を見ることになったのですが、その後かなり状況も変わり、地元の支援もあって数も増えているのだらうと思います。こういう事例もありますので、努力が実を結

ぶような方向になるように支援をしていただきたい、地元の支援が得られるような方向になるように是非お願いしたいと思います。

杉本学校経営戦略推進課長： ありがとうございます。私どもも訪問させていただいた場合に、先ほど中村委員から話が出ました瀬戸田高等学校ですとか、あるいは大柿高等学校、今もう全校生徒は100人を超えておりますので、やはり取組の成果がかなり出ているなど。こういった事例については厳しい学校には情報共有をしながら、こういうやり方もあるというところでお互い連携を図っていきたいと思います。

志々田委員： 私も湯来南高等学校の話が気になっていましたが同じことなのでそれは省略させていただきます。もう一つ、大崎海星高等学校の数字を見ると、もちろん何人入ったかが大事ですけれども、何人卒業してくれたかというところはやはり教育の心髄なので、どれぐらい退学していないのかということを見させてもらおうと、大崎海星高等学校の場合、昨年度2年生だった生徒36人が今年29人になっており、7人学校を辞めておられるということだろうということ、それが正しいのかどうかということ、やはり少人数教育がメリットとして学校の良さにつながっていれば別に少なくともそこは教育効果として考えてもいいことだと思うのですが、やはり人数が少なければ少ないほど、お互いが学校を背負っていくほどの一人一人の努力というか、頑張らなくてはいけないものになっていくと思うので、どうその少ない人数をメリットに考えてもらえるのかということが学校活性化協議会の方たちにも話し合ってもらいたい内容だと思っております。ですので、こういう少人数を味方につける教育ということをどのように考えられているか。特に大崎海星高等学校の1学年で生徒が7人辞めていく状況というのはどういうことなのかということをお聞きしたくて質問しました。

杉本学校経営戦略推進課長： まず先ほどの生徒の人数減少ですけれども、今、志々田委員が御指摘のところは令和2年度の2年生36人が3年生になって29人になっており、ここで7人減っているということだと思うのですが、細かい情報は把握していないのですが、辞めているか留年しているかということになります。

年によって生徒の状況が違いますので一概に言えないところもあります。あと去年の場合はコロナ禍というのもあったかなとは思いますが、先ほど言いました地元の中学校との連携をしっかりと図って来ていただくというその前提には、やはりうちに来たらしっかりと面倒を見るよということも非常に大事なことだと思っております。

そういう意味で先ほど生徒が増えている豊田高等学校ですとか、こういったところは地域に不登校の子を受け入れて、その子たちがしっかりと通えるようになっていきますよということを中学校へすごくアピールをしております。なかなか近隣の生徒は来ていないですけれども、呉や竹原の方から生徒が集まっているというようなところもあります。

大崎海星高等学校の場合は、地元だけではなく全国から幅広に来ており、活発な生徒が多くいろいろ発信もしております。大学と連携したり、自分の学校のPR動画を生徒自身で作って流しており、そういったところで、この学校楽しそうだなというところで生徒が来ている部分もあります。一方で、やはり地元でおとなしめの子供もいますので、そういったところにはもう少ししっかりフォローをしていく必要があると思いますので、その辺りは学校と連携をしながら引き続き対応していきたいと思います。

それと少人数を味方につけるということでございますが、正に1学級規模校というのは、特に中山間地域の学校ですね、そのPRの仕方というのはものすごく大事だと思っております。先日も上下高等学校の学校活性化地域協議会に行ってきましたけれども、地域の方も皆さん他の学校に比べて昨年のPRがすごく見劣りしていたという声も聞いております。今年度地元の校長がすごくやる気になって張り切っておりますので、その辺りのPRの仕方等も工夫をしていくということで教育委員会からもバックアップ、支援をしていきたいと思います。

志々田委員： ありがとうございます。一生懸命やると数字が伸びて、少し気を張らないと多分少なくなってしまうということの繰り返しなのかなというような気がするのですが、やはり油断なきように全ての校長先生に今一度、去年の湯来南高等学校の例を出しながら何が問題だったのかということもきちんと教材化して話し合っただけのようにお願いしてください。

菅田委員： 私も志々田委員と同じように退学者数が気になったのですが、参考までに一般的な高等学校ですと何%ぐらいが退学されているのでしょうか。

杉本学校経営戦略推進課長： 申し訳ありません。今私の方で数の把握をしておりますけれども、どうしても1学級規模校は1人辞めると割合が非常に高くなるというところで全体としてはどうしても

割高に出やすいところはあると思っております。

もう一つ、こういった学校では不登校傾向の生徒をかなり受け入れておりますので、県全体の割合からいうと少し高めにはなっているのだと思います。退学者の割合についてはまた改めて把握をしておきたいと思っております。

細川委員： 御説明ありがとうございました。

近藤委員と同じように、私も近年の入学者が極端に少なくなった学校が非常に心配なところですが、その前に、まず瀬戸田高等学校が平成29年から3年連続で80人を切ったにもかかわらず、頑張りを考慮してということがあったのですが、この辺りについて資料3ページの下のただし書のところで、当時たしか藤本校長先生だったと思うのですが、平成29年の15人の入学者から翌年、翌々年30人を超える入学者を得てきたというのは、地域の方と一緒にやられたのでしょうかけれども、一体藤本校長がどのようなことをされたのかということをお伺いしたいのと、あと湯来南高等学校とか向原高等学校が令和2年度に比べて極端に入学者が少なくなっていますよね。交通の便のこともあるのかもしれませんが、そういうところも踏まえてこの2校について特に今後懸念されるところが大きいのではないかなと思います。

学校に今何人在学しているかという資料を頂きますが、それを見ると小学校1年生から中学校3年生までの9年に渡って、この地域から何人ぐらいの子供が高等学校に進学する予定になるのかということは予想すると分かるのですが、それとプラス社会情勢、交通機関がなくなったり、そういう状況がいろいろ出てくる中で、今後この1学年1学級規模の学校に対しての取組は、その都度その都度になるのでしょうかけれども、どのようにお考えなのかということをお聞かせいただければと思います。

杉本学校経営戦略推進課長： 最初の瀬戸田高等学校の取組でございますが、当時、瀬戸田高等学校は地元からとにかく生徒が全然来ていないという非常に厳しい状況がございました。とにかく生徒を集めないと話にならないということで、三原とか対岸の船で行くような地域も含めて、とにかく足を使って歩いて集めてきたというのが1年目で、これは地元ばかりではなくて、とにかくたくさん生徒を入れるということで、これが平成30年度の31名につながっていると。

平成30年度からは地元としっかり取り組んでいこうということで、瀬戸田の中学校との、保護者が小・中・高のPTAで連合会のようなものを作って、高等学校のことをみんな知っていこうといった取組もしましたし、高等学校から中学校へどんどん先生が入って行って、中学生に授業をすると、その中学生が、ああ、この学校に行くとこの先生に教えてもらえるのだということで相互理解が進んできたというところもありまして、その後地元の子がすごくたくさん来るようになったとお聞きしております。

それから湯来南高等学校と向原高等学校の状況でございますけれども、向原高等学校の場合は災害があって一時期JRが止まっていたというところはあるのですが、実はJRが再開した後の年度も地元から全く生徒が来なかったと。向原中学校という本当に歩いて行ける距離の中学校から1人も来なかったというのが一昨年ございまして、今年度も1人しか来ていないという状況で、地元との連携が一番ネックになっていると。

湯来南高等学校についても先ほど申し上げたとおり地元から2人しか来ていない状況ですので、確かに細川委員がおっしゃるとおり地元の子供自体がいなくなっているというところで、生徒募集が非常に厳しい状況にありますけれども、それにしても全くないわけではなくて、30人、40人はそれぞれの地域におりますので、その中である程度の数は確保されていかないと、やはりこの高等学校は地元にとって欲されていないように見えてしまうので、まずは地元の生徒をどうやって集めるかというところで我々も学校と一緒に知恵を絞っていきたいと考えております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

報告・協議2 令和3年度広島県公立高等学校、特別支援学校高等部及び広島県立中学校入学者状況

について

平川教育長： 続きまして、報告・協議2、令和3年度広島県公立高等学校、特別支援学校高等部及び広島県立中学校入学者状況について、竹志高校教育指導課長、説明をお願いいたします。

竹志高校教育指導課長： それでは、報告・協議2、令和3年度広島県公立高等学校、特別支援学校高等部の入学者状況について御報告いたします。

資料1ページの「1 公立高等学校、特別支援学校高等部」の入学定員（A）の欄を御覧ください。まず、令和3年度公立高等学校入学者選抜における入学定員は、全日制本校において小計a欄にありますように1万4,960人となっております。

全日制本校への入学者数（B）は、昨年度より680人減の1万3,470人となっております。

続いて、分校、帰国生徒及び外国人生徒等を加えた全日制課程の入学者数は、中ほどより少し下の高等学校（全日制）計の欄にありますように1万3,513人で、昨年度と比較し697人の減となっております。

次に、定時制課程の入学者数は231人、フレキシブル課程は362人、通信制課程は95人、合わせて688人で、昨年度と比較して136人の減となっております。

次に、特別支援学校高等部の入学者数は372人で、昨年度と比較して36人の減となっております。

これに専攻科の入学者数を加えた総計は、総計の欄にありますように1万4,617人で、昨年度と比較し870人の減となっております。

次に、県立中学校につきましては、「2 県立中学校」の入学者数（B）の欄にありますように入学者数は280人で、昨年度と比較し1人の増となっております。

各学校の入学者状況につきましては、資料の2ページから4ページに記載しているところでございます。

説明は以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

中村委員： 数値的な細かいことで確認をさせていただきたいのですが、先ほどの報告・協議1の1学年1学級規模の県立学校の状況の生徒数、これは5月1日時点だと書いてあるのですが、その学校の数字と今の議題の資料2、3ページ目の4月30日現在の全日制を見てみますと数字が微妙に違う学校が幾つかあるように思います。例えば湯来南高等学校でいいますと、先ほどの5月1日時点では1年生9人となっておりますけれども、こちらの表のB欄では4月30日時点で8人になっています。

それと、今少し見ただけでも音戸高等学校、加計高等学校、豊田高等学校の数が、先ほどの報告・協議1の資料の1年生の数字と少し違うようなのですがいかがでしょうか。
竹志高校教育指導課長： 在籍者数になりますと、可能性として原級留置、1年生をもう一回やらないといけない生徒がいたりしたら増える場合、もう一つは、入学して何日か学校は始まっておりますけれども、その間でもし籍を空けるようなことになれば、そこから落ちてしまうことがあります。これはあくまでも入学者の数になっておりますので。

中村委員： 今申し上げたところはどれも5月1日現在の数が1人とか2人とか微妙に増えてますよね。ということは、いわゆる留年した生徒ということになるのですかね。

竹志高校教育指導課長： はい。

中村委員： そういう差異が生じている可能性があるということですね。分かりました。

近藤委員： 2点お聞きしたいのですが、まず1点目、沼南高等学校ですが、たしか今年度から普通科を廃止し新たにカリキュラムを見直して、家政科と園芸デザイン科の募集をするというお話だったかと思いますが、園芸デザイン科は期待していたような数字が残念ながら出なかったというところなのですかけれども、中学校向けにカリキュラムの改編等どんなことをされてどんなアピールをしたのか、それがどう生徒の希望とマッチしていないのか、その辺りについてどのように分析されているのかというのが一つと、あと呉工業高等学校や福山工業高等学校とか幾つか見当たりますが、工業高等学校が軒並み定員割れしていて、この辺りは近年こういう状況なのか、これに対して対策等を考えているところがあるのか教えてください。

竹志高校教育指導課長： まず1点目の沼南高等学校についてでございます。沼南高等学校につきましては、昨年、専門学科二つに改めた学校づくりをするということがありましたので、これにつきましては本県の指導主事も入ってどういう学校を作っていくかということは一緒になって考えてきております。農業と家庭だけの専門学科になりますので、お互いが連携し合

って教育内容の魅力づくりをしていくということで、学科連携を強めたカリキュラムの中身を一緒に作っているところです。

それに加えて、新しい学校になるということで学校も中学校にPRするためにチラシ等を作って、そういったものうまく活用しながら広報活動するというで動いておりました。しかし、中学校にこの学校はこういう役割を持った学校だということがなかなかうまく伝わり切ってなかったところがありますので、その魅力をしっかり伝えていくような取組も丁寧にやっけていかないといけないなと思っております。

もう一つ対応策として、課題発見・解決学習推進プロジェクトにおいて、今年度からカリキュラム開発の指定校を指定しておりますけれども、沼南高等学校も農業の指定校になっております。これを中核にしながらカリキュラムをより良いものに作り上げて、3年後には自分の学校はこういう特徴のある学校で、こういう生徒を募集して、ここまで子供を育てますということと言い切れるようなプログラムになっておりますので、それを通じて専門学科の魅力だけではなく、沼南高等学校の魅力という形で伝えていくようにしていきたいと思っております。

続いて、工業高等学校の定員割れの状況です。過去5年の数字を見ていたのですけれども、実は数年前から年々数ポイントずつ下がっていたというのは実態であります。

このような状況になったというのは、ただの広報とかの問題だけではなく、教育内容も時代に合ったものでありますとか、中学生が魅力を感じるというものを作っけていかないといけないと感じております。

ということでこの対応策といたしましては、昨年、商業のアップデートという形で商業教育の魅力づくりがありましたけれども、それと同等に工業につきましても、令和3年2月ぐらいから工業高等学校4校の先生に集まっけていただき、また外部の方にも入っけていただいて今プログラムを開発しております。

それと加えて、この度、補正予算27億円で設備の方も支援していきますので、今考えているのはカリキュラムのみならず施設整備と、あと人材育成ということも併せて、この三位一体で魅力を作っけて生徒の募集を図っけていきたいと考えております。

菅田委員： 地元の福山工業高等学校の志願者数が少なくなったというのが、ものづくりに関わっている地元の者として非常に反省しているので、我々ももっと小学生、中学生の子供にものづくりの楽しさを広めていって、工業高等学校の魅力も伝えていければなと反省しております。

もう一つ、資料1ページの表で見ると、どこも入学者数が定員よりも下回っけておりますけれども、看護科だけ100%入学していて、志願者数も倍ですよ。看護科は広島皆実高等学校にしかないと思うのですが、看護科の生徒は、広島周辺からのみ来ているのか、県全域、例えば独り暮らししてでもここに進学している生徒がいるのかどうかというのは分かりますでしょうか。

竹志高校教育指導課長： 広島皆実高等学校の看護科ですが、県内唯一の専攻科も持つ学校でありまして、最終的に専攻科を卒業した時点で、十数年でありますけれども、100%国家試験を通過しているということで、本当に中学生から求められている学校になっております。

ですので、全県からいろいろな形で集まっけてられていると思っておりますけれども、具体的に例えば寮であるとか下宿をしていっけてるところまでは今数字を持ち合わせておりませんので、すぐお調べをして御回答ささけていただければと思っております。

菅田委員： 是非、希望があれば県内の他の地域などにも衛生看護科の設置等を考えていただければいいのかなと思っております。

竹志高校教育指導課長： 専門学科の在り方についてということで、今年度、広島県地方産業教育審議会という会を持とうとしております。その中で、それぞれの学科の魅力づくりもありますけれども、本当にこの先、本県でどういっけて学科を作っけて、担っけていく人材を育てていくかということも焦点を当てる議論をする中でそういっけてことも改めて検討していければと思っけております。

志々田委員： 毎回聞くことなのですけれども、特別支援学校については定員がないので、皆さん入られる。定員がないということは学級規模だとかそういうこととは関係なく入学者数が決まるところもあると思っておりますので、多いところだと広島市立広島特別支援学校は除いたとしても広島北特別支援学校、福山北特別支援学校、廿日市特別支援学校とかは非常に多い状態だと思っけてはおりますけれども、教室とか、それから先生方の手当てだとか、そうしたものは十分な状況なのかどうか教えていただきたいです。

玉木特別支援教育課長： 学級数については、現在提示しておりますのは高等部への入学者数であります、全

校幼児児童生徒数を見ますとやはり増加傾向にはあります。現状では教室数の不足は生じておりませんが、特別教室や管理諸室を普通教室に転用したり、普通教室を間仕切りしたりするなどの応急的な対応を行ってのことですので、引き続き狭隘化対策はしていく必要があると考えております。

志々田委員： ありがとうございます。確認できて良かったです。もうそういう計画をされているとは十分存じておりますけれども、引き続きどうぞよろしくをお願いします。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

報告・協議 4 広島県生涯学習審議会委員の選任に係る基本方針について

平川教育長： 続きまして、報告・協議 4、広島県生涯学習審議会委員の選任に係る基本方針について、桑原生涯学習課長、説明をお願いいたします。

桑原生涯学習課長： 広島県生涯学習審議会の委員の任期が令和 3 年 8 月 11 日をもって満了するため、次期委員の選任に係る基本方針について御説明いたします。

初めに、資料の説明をいたします。1 ページ目がこの度報告をさせていただきます広島県生涯学習審議会委員の選任に係る基本方針でございます。

2 ページ目は、現行の基本方針の選考基準とこの度との変更点が分かるようにお示しした資料でございます。

最後、3 ページには現在の委員の名簿を添付しております。

資料 1 ページを御覧ください。広島県生涯学習審議会の委員は、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に係る法律及び広島県生涯学習審議会条例の規定に基づいて置かれている附属機関です。

審議会の任務は、設置目的及び任務欄にありますとおり、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項について、教育委員会又は知事の諮問に応じ調査審議するとともに、必要な事項について意見を述べることとなっております。

委員の定数については 20 名以内となっております、資料にございますとおり、現在は 20 名となっております。

また、社会教育法の規定により、社会教育に関する事項を調査審議する会議を設置する必要があることから、本審議会の委員の定数を 15 人以内とする社会教育分科会を置くこととしております。

一番下の選考基準の欄を御覧ください。委員の選考に当たりましては、生涯学習に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、1 から 3 に掲げる基準によって選考することとしたいと考えております。

基準の設定に当たりましては、2 についてですが、従前の基準に加え、ただし書を設けております。

委員の選任に当たっては、個人の識見に基づき選任する場合と、本審議会の審議内容に欠かせない役割を持つ団体から、その団体を代表し意見を述べていただく者としてその団体から推薦いただいた者を選任する場合があります。団体から推薦される者につきましては、基準に抵触する者が推薦される場合も想定されることから、ただし書により、団体から推薦があった者につきましては、この基準によらないことができることとしたものでございます。

なお、基準の 3 につきましては、広島県教育委員会が定める非常勤の特別職等の任命に係る事務取扱要領別表に定める基準の一部改正に伴い文言を整理したものでございます。今後、慎重に人選を行い、審議会委員の候補者を提案させていただく予定です。

説明は以上です。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

志々田委員： 御説明ありがとうございました。

先ほど今回の改正案として、ただし書というものを付けるとお伺いしたのですけれども、なぜこれが要るのかももう一度御説明いただいてもいいですか。よく分からなかったです。

桑原生涯学習課長： 委員の選任に当たりましては、個人の識見に基づき、その個人からの御意見をいただきたいということで選任をする場合と、例えば校長会連合会であるとか、公民館連合会、それから県PTA連合会のような生涯学習の審議内容に欠かせない役割を持つ団体からその代表を団体して意見を述べていただく方として団体から推薦をいただいた方を選任するという2パターンございます。団体から推薦をいただく方につきましては、その団体が、余人をもって代え難いということで要件に抵触する方を推薦される場合がございますので、その団体から是非この方という推薦があった場合には、この教育委員会の方で定める基準だけをもってその方はお断りをするというのではなくて、その団体の意向を尊重してその方を委員として選任させていただくという形でただし書を設けたものでございます。

志々田委員： ありがとうございます。

二つどうなのかなと思うことがあるのが、生涯学習審議会としてそこに加わっていただかなければいけない任意団体について、必ずこの任意団体で構成されるということとを別に書いていないわけで、その団体から推薦をいただかないといけないわけではないのではないかと思うのが一つです。もう一つは、私も分かってはおりますけれども、もちろんいろいろな団体で、社会教育の専門家ですので、どうしても欠かせないと。それを、余人をもって代え難いからこの方をもう一度お願いしますというのは、やはり毎回きちんと議論すべきだと思います。1、2、3のこのただし書というはある程度意味があるからこそこう書いてあるわけだから、前回のときにもそういう1、2、3のところには当てはまらない方に委員になっていただいたことがあったと思うのですけれども、それはその都度しっかり言葉を尽くして説明していただいて、こういう事情の中なのでこの方をお願いしたいですという説明を毎回されたのだと思うのですよね。そういう手続を取るの方が、私はこういうただし書をつけて議論もしないまま委員をお願いして、しかもそれがあたかもその団体がずっとその会議にいるということが別に決まってもいないのに前提になり続けるということになるのではないかなと。それって本当に公の審議会としての公正さというものは担保できるのか少し不思議なのですけれども、その辺りはどうなのでしょう。

桑原生涯学習課長： まず、団体につきましては、先ほど申し上げたような校長会であるとか、公民館連合会、それから図書館協会のような団体は、この審議会が設置された当初からあるようなものですが、平成30年の条例の見直しでこの審議会の構成自体を見直した際には、家庭教育であるとか、地域学校協働活動であるとか、そういった新しい視点を加えており、そういう新しい団体から新しい視点を持った方を入れるという形で、見直しというものは随時行っていく必要があると考えております。

ただ、もちろん生涯学習を審議していただく中では、過去から現在に至るまでずっと継続してという団体も多くございますので、そういう意味では変わらない団体もどうしても出てくるのかなと思っております。

今、志々田委員がおっしゃられたように、ただし書をつけることだけで団体から出てきたからもう何でも認める、選任するというものではありませんで、やはりまずは団体にこの年齢制限であるとか、期数の制限というものを設けている教育委員会としての意図を丁寧に御説明した上で、推薦していただくということは基本に考えております。それでもなお、そういった方が御推薦をいただいた場合には、やはりそれなりの経歴であるとか、団体のお考えというものをしっかりお伺いした上で、それをまたこちらの教育委員会の方できちんと説明をして、この方を選任させていただくということで説明はしていきたいと考えております。

志々田委員： しつこいようですが、今の御説明であればただし書は要らないのではないですか。

他の委員会の選任のところこういうものが書いてあるのをまだ今まで見たことはありませんが、いつも同じ人がその席に座っているということとをなくすために、元々こういう1から3の基準があったはずなのに、それもこうやってただし書で専門の団体から言われているからしょうがないということとをこの選考基準の中で認めてしまうということは何のための選考基準なのかなと不思議なので。

桑原生涯学習課長： 他の審議会の選任の基準というものを全てこちらで確認はしていないのですけれども、県教育委員会全体で決めております非常勤の特別職の任命等に係る要領であるとか、知事部局の方でもやはり年齢制限や期数の制限というものは設けられているのですけれども、そこに原則としてというような表現がされていて、もちろん例外も想定されているというような形になっております。

ただ、前回のこの生涯学習審議会の委員の選任の際に、この基準に抵触している方を選任していただくに当たりまして、原則としてというものがあがりながら例外を認めるということについて、その基準が分からないということで御意見をいただいておりますので、今回この基準を考えるに当たりましては、原則から外れる例外というのが具体的にどのような場合なのかということで、団体から推薦があった場合というのを一つの例として挙げさせていただいておりますけれども、志々田委員が言われたように、団体から出てくれば自動的に選任すると考えているものではないというところは御理解いただければと思います。

中村委員：今の課長の御説明をお聞きしていると、やはりこのただし書のところは御説明のような意味には少し取りにくいのかなと。これをそのまま読むと、団体からの推薦があった場合には、もうこの該当する者は選任しないということにはなりませんよとやはり読めちゃうのかなという気がします。

志々田委員も言われたように、他の審議会ではこの基準を超える人で余人をもって代え難いということで選任しているケースがありますよね。だからそれはこの生涯学習審議会において団体という存在について私もよく分からないところがありますけれども、それは団体に所属、団体からの推薦の人であろうと、それ以外であろうと余人をもって代え難いという人がいらした場合にはこの基準に当てはまらなくても選任をするということがある。それが「原則として」という言葉だと思いますので、「原則として」がなければそういうことが多分なかなかできないのだと思いますけれども、「原則として」がここに入っていればそれでよろしいのかなと私も思います。

議論推進室（生涯学習・教育支援）：では、委員の方々の御意見を伺いまして、もう一回検討し、再度御提案させていただければと思いますが、いかがでしょうか。

菅田委員：根拠規定の原文を読んでいないのでよく分からないのですが、今の議論になっているところですけども、生涯学習ということで老若男女が対象になるのですが、人生100年時代と最近言われているのですが、最初の任命時70歳が、再任の時の75歳というのが、今となつては結構低い年齢かなと思うので、その辺りの年齢自体ももし残すとしたら見直した方がいいのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

桑原生涯学習課長：今、菅田委員が言われたような70歳を超えるであるとか、再任の際の75歳といった基準につきましては、前回のこの基準を2年前に提案させていただいたときも御意見としてはいただいたところなのですが、教育委員会においても知事部局においてもこういった附属機関の委員の任命において任命しない者の具体的基準ということで年齢制限を一応設けているという県全体のものが統一して示されていることから、この審議会だけに限ってこの要件を丸ごとなくしてしまうということはもう少し検討が必要なのかなということで今回は残させていただきました。

平川教育長：ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長：この件につきましては、検討して、次回また御説明をさせていただくという形にさせていただきます。

それでは、以上で一旦この本件については審議を継続するというところで終わらせていただきます。

報告・協議5 県立中学校・高等学校における新型コロナウイルス感染症のクラスター対策について

平川教育長：続きまして、報告・協議5、県立中学校・高等学校における新型コロナウイルス感染症のクラスター対策について、杉本学校経営戦略推進課長、説明をお願いいたします。

杉本学校経営戦略推進課長：それでは、報告・協議5によりまして、県立中学校・高等学校における新型コロナウイルス感染症のクラスター対策について御説明いたします。

先般、知事が会見をいたしましたとおり、本県におきまして、先週末、過去最多となる新型コロナウイルス感染が確認をされるなど、深刻な感染状況にあることを踏まえまして、学校におけるクラスター発生を未然に防止するための対策を実施することとし、5月11日付で各県立中学校・高等学校に通知をいたしました。

対策期間は、5月11日から本県の新型コロナウイルス感染拡大防止集中対策期間とな

っております6月1日までということでございます。

具体的な対策といたしまして4点ございます。

1点目はオンライン授業の実施についてでございます。

この期間、ちょうど5月17日の週は、多くの高等学校におきまして中間試験を実施しております。この期間は午前中で試験が終わりますし、部活動も実施をされていないということがございますので、比較的风险も少ないということで、この期間を除いて対策期間中、原則オンライン授業ができるよう各学校において体制を整えていきたいと考えております。また、全教育職員がオンライン授業に対応できるよう取組を進めていきたいと考えております。

2点目は部活動の制限についてでございます。

他校との練習試合及び合同練習は行わないということで、必要最小限の活動にとどめることにしております。

3点目は寄宿舎の生徒の帰省の制限ということでございます。

できるだけ人流を減らすということで、寄宿舎から自宅への帰省は、原則として行わないということとしております。

ただし、帰省したい生徒につきましては、帰省をしたら今度は寮に戻ってこずに自宅でオンライン授業を受講していただくということで考えております。

4点目は教職員及び外部指導者、部活動等の外部指導者でございますけれども、PCR検査受検の強化を図っていくと。

この4点について各学校へ通知しております。

オンライン授業の実施につきましては、各学校によって生徒の状況あるいは学校の状況が異なるところもございます。各学校で今、準備ということで検討しておりますけれども、県の教育委員会としても各学校の状況把握をいたしまして、17日の週、これが終わったぐらいを見据えましてオンライン授業をしていけるような体制を整備していきたいと考えております。

こうした対策を講じまして、子供たちの学びを止めることなく、感染症対策の徹底に取り組んでいきたいと考えております。

説明は以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

中村委員： このところ連日のように県立学校生徒、職員の感染の事例が出ていますので、これまでとは違う変異株が増えてきている中で対策というのを工夫していかなくてはいけない状況だろうと思います。

それでオンラインも状況に応じてやらなくてはいけないということだと思っておりますが、実際いろいろ準備とか、御苦労があるだろうと思います。

それで急にやれと言われてもなかなか完全にはできないという事情もあるだろうと思いますが、これは教員の方も忙しい中で難しい面もあるとは思いますが、災害等の発生も考えればやはりいつでもできるという準備、心構えを設備的なものも含めて常日頃から用意しておくということが必要だろうと思いますので、今回ということだけではなくて、災害等も含めれば是非そういうつもりで準備を怠りなくやっていただきたいなと思います。

それからもう1点ですが、対策の中で部活動の制限とあるのですが、この感染が広がっている中で何が大切なのかということで言えば、やはり校内で感染が広まらない、広めないということだと思っております。そういう中で、授業は原則オンラインでしていきましょうという中で、部活動は他校との練習試合や合同練習は行わない、必要最小限の活動ということなのですが、個人的に思えばどうしても仕方がない授業については全員マスクをして行うということが徹底できればリスクはかなり下げられるのではないのかなと思っております。企業の活動の中でも100%テレワークはできないわけで、どうしても実際に出社したり商談したりという必要がある中で、いかに感染リスクを下げるかということは努力してしておりますけれども、マスクを外して会話をしたり、食事や休憩、たばこ等々のときにもマスクは外すことはあっても絶対喋っては駄目といったようなことを完璧にできるようにやっているのですけれども、そういう意味から言うと授業に出るとということよりも部活動の方が少し心配な気がするのです。マスクしたままできない部活動はあると思いますので、対外試合でなければいいということなのかどうかというところは、生徒の活動を止めるというのはすごく残念なことではありますけれども、感染対策を徹底してやっていこうということであれば部活動は、むしろ登校して授業を

一部やるということよりも少し心配な気がします。これは意見です。

杉本学校経営戦略推進課長： ありがとうございます。まずオンライン授業の関係につきましては、いろいろな学校の事情等もあるので、それを把握しながら対応していきたいと考えております。

それから部活動につきましては、この5月というのはちょうどインターハイの予選の時期に当たるということもあって、特に直接大会に関係する生徒についてはなかなか部活動を休止するというのもできていないといったこともありましたし、何とかその大会には、全国的にもそういった動きで大会には参加できるようにということがありますので、優先順位をつけながら各学校で取り組むということ。

それから同じ体育館内での感染というのが非常に心配だという声もありますので、複数の部が重ならないようにとか、学校に応じて工夫をしながら取り組んでいただくということで何とかクラスター対策を進めていきたいと思っております。

中村委員： そうですね。1点目のところは、これは仮に収まっても是非今後のことを考えればいろいろな準備を続けていっていただきたいというお願いです。

2点目の方は、なかなか判断が難しいところがあるかと思えますけれども、大事なものと優先順位を見極めて是非やっていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

細川委員： 御説明ありがとうございました。

課長の御説明で少し分からないところがあったのですが、対策（1）のオンライン授業の実施というのは、県立の全生徒を対象とお考えなのか、若しくは先ほどおっしゃいましたけれども、学校で感染対策の対応ができるところは教育委員会でしっかり把握した上で一部登校を認めて授業をするのか。若しくはオンライン授業を先生がやられている傍らで、教室でその授業を聞くことができたりするのか。そういう柔軟な対応もお考えなのかどうか教えていただきたいと思えます。

杉本学校経営戦略推進課長： 昨年度のこの時期は学校が全部休業しておりましたので、その後の影響というのは非常に大きいものがありまして、今回同じように学校を閉じるということは考えてはおりません。

一方で、これだけ感染が広がっておりますので、対策は取っていかないといけないということで、全員が自宅で受けるということではなく、学校の実情に応じてどういう形がいいか、自宅で受ける生徒と、それから学校へ出てくる生徒というのを分けていくかということと今、学校の方で検討している中身も収集していくと同時に、県の教育委員会からも職員が各学校を回りまして、どういう対策がいいかということと一緒に考えていこうと考えております。

菅田委員： 御存じだと思っておりますけれども、福山でもクラブ活動ではなくてクラブチームで感染が拡大したという事例もあります。これは教育委員会の管掌ではないかもしれませんが、いろいろなクラブチームに加盟している生徒や各クラブチームの運営団体にも注意喚起していただく方がいいのかなと思えます。

杉本学校経営戦略推進課長： ありがとうございます。どういった形でできるかというのはありますけれども、御指摘を踏まえまして検討したいと思います。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

続きまして、先ほど公開しないと決定した議案について審議を行いますので、傍聴者の方は御退席をお願いいたします。

(14:10)

【非公開審議】

報告・協議3 広島県いじめ問題調査委員会による調査報告書を踏まえた再発防止策等について

広島県いじめ問題調査委員会による調査報告書を踏まえた再発防止策等について協議した。

(14:58)